

千葉市立海浜病院クリニカルパス委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立海浜病院における治療や検査の標準化を推進し、医療に関わるスタッフと患者・家族が治療計画を共有することで、チーム医療に役立て、医療の安全と質の向上を図ることを目的とし、千葉市立海浜病院クリニカルパス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、院長に報告する。

- (1) 新規クリニカルパスの審査及び承認
- (2) クリニカルパスの変更に関する審査及び承認
- (3) クリニカルパスの運用に関する部門間の調整に関する事
- (4) クリニカルパスの院内職員への周知及び啓発に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、クリニカルパス全般に関する事

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、別表に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者を委員として任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長の指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が第2条に掲げる事項について審議が必要と判断したとき、これを招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面審議をもって委員会の会議に代えることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱の制定により、千葉市立海浜病院クリニカルパス委員会規定（平成22年4月改定）を廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別 表

委員長	病院長の指名する者
オブザーバー	インフォームド・コンセント承認部門から数人
委員	医師（数人） 看護職員（数人） 診療録管理室職員 システム管理室職員 医事委託職員